

告 示

埼玉県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

監 事 齋 藤 美 貞 埼玉県久喜市江面九百十一番地